

情報公開審査会（第57回）会議議事録

- 1 日 時 令和6年6月3日（月）
午後2時25分から午後2時45分まで
- 2 場 所 前橋市役所本庁舎6階東会議室
- 3 出席者 情報公開審査会 小磯会長 小林委員 西村委員 長谷川委員 渡辺委員
事務局 持田参事 蜂巢課長補佐
- 4 次 第
 - (1) 開会
 - (2) 審議・報告事項
令和5年度情報公開の実施状況について
 - (3) その他
 - (4) 閉会
- 5 審議・報告事項について
 - (1) 議事録署名人の指名
小磯会長が、議事録署名人に渡辺委員を指名した。
 - (2) 令和5年度情報公開の実施状況について
 - 報告
持田参事から、令和5年度における情報公開の実施状況について報告があった。
 - ア 情報公開の請求等の件数について、公開の請求は252件、公開の申出は60件、合計で312件であった。なお、公開の申出とは、条例施行前の情報や市町村合併による合併前の町村に関する情報の申出である。情報公開の請求等に対する処理状況について、公開は147件、部分公開は139件、非公開は6件、不存在は14件、取下げは6件であった。
 - イ 公開の請求に対して部分公開とした95件の理由について、複数の理由により部分公開としたものがあるため、合計の件数とは一致しないとの前置きをしたうえで、次のとおり説明があった。
 - (ア) 第2号の個人情報に該当する部分を非公開としたもの 58件
 - (イ) 第3号の法人情報に該当する部分を非公開としたもの 7件
 - (ウ) 第5号の事務事業執行情報に該当する部分を非公開としたもの 2件
 - (エ) 第6号の国等協力情報に該当する部分を非公開としたもの 1件

- ウ
- (オ) 第7号の公共の安全情報に該当する部分を非公開としたもの 68件
 - (カ) 第7条の3の行政情報の存否に関する情報に該当する部分を非公開としたもの 2件
 - (キ) 請求に係る行政情報が不存在のもの 13件
- ウ 公開の請求に対して非公開とした6件の理由について、次のとおり説明があった。
- (ア) 第2号の個人情報に該当する部分を非公開としたもの 2件
 - (イ) 第5号の事務事業執行情報に該当するもの 1件
 - (ウ) 第17条の他の法令との調整に該当する部分を非公開としたもの 1件
 - (エ) 第18条の適用除外の行政情報に該当する部分を非公開としたもの 1件
- エ 公開の請求に対して、請求に係る行政情報の不存在を理由として非公開としたものは12件であった。
- オ 令和5年度の請求等の件数は312件であり、令和4年度と比較すると、72件増加している。これは、防火対象物に対する図面や宅地開発事業等に係る図面などの請求件数が増えたことが主な要因と考えている。
- カ 令和5年度における実施機関の決定に対する審査請求は、2件であった。1件目の前橋市諮問第35号は、令和6年2月26日に前橋市情報公開審査会の各委員において審議されたものである。2件目の行政情報部分公開決定（令和6年3月15日付前橋市第114号）は、令和6年3月21日付で審査請求があったものである。これは、75ページに記載するNo.237の3月8日付であった公開請求に係る部分公開決定に対する審査請求である。
- キ 「情報提供」とは、前橋市情報公開条例第16条の趣旨を踏まえ、情報公開を推進するため、これまで公開請求の手続きによらなければ公開しなかった行政情報を、情報提供の申込みがあれば、提供を行うことに変更したものをいう。情報提供の対象としている行政情報は、保健所が保有する施設の開設許可、届出又は登録に関する台帳情報及び市の発注する公共工事等の設計書である。令和5年度の情報提供の件数は、290件であった。

○質疑・応答

(小磯会長)

事務局の説明に対し、意見・質問はあるか。

(長谷川委員)

前年度より請求件数が増加した主な理由として、消防局の防火対象物の図

面に係る請求件数が増加したとの説明を受けたが、情報公開請求は請求の理由を問わないが、増加する要因となるようなものがあったのか。

(蜂巢課長補佐)

法人からの請求であることは把握できるが、情報公開請求は請求の理由を問わないものであるため、消防設備の更新時期や点検の時期が関係しているのではないかと推測する。

(長谷川委員)

部分公開とした理由について、条例第2条第1項第7号に該当する部分を非公開としたものが68件との説明を受けたが、これまでは、同号を理由に非公開としたものの件数はここまで多くなかったと記憶しているが、どのような事案が当該非公開事由に該当するのか。

(蜂巢課長補佐)

法人等の印影について、申請書等に押印された個人及び法人の印影が偽造等された場合にその者の財産を保護する上で非公開としている。

(3) その他

議事録の取扱いについて、次のとおり事務局から説明があり、審査会から了承された。

- ・事務局で案を作成した後、各委員に案を送付するので、確認していただきたい。
- ・意見がある場合は、事務局に連絡をいただきたい。
- ・承認される場合は、承認書を返送していただき、各委員の承認が得られたら、会長と議事録署名人である渡辺委員に署名をしていただきたい。

6 閉会 午後2時45分

前橋市情報公開審査会運営要領第8条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年7月22日

前橋市情報公開審査会

会長 小磯正康

前橋市情報公開審査会

委員 渡辺龍介